

人権擁護委員会にご相談を

問 社会福祉課 ☎(55)71115

人権擁護委員は、人権について関心をもってもらえるような啓発活動を行い、地域の皆さんからの相談を受け、人権問題解決のお手伝いをしています。ひとりで悩まず、人権擁護委員会にご相談ください。

【電話相談】

- ・ みんなの人権 110番 ☎0570(003)110
- ・ 子どもの人権 110番 ☎0120(007)110
- ・ 女性の人権ホットライン ☎0570(070)810

【窓口相談】

・ 名古屋法務局 津島支局 ☎(26)2423

【LINEじんけん相談@名古屋法務局】
LINEで相談できるLINEじんけん相談@名古屋法務局を実施しています。

▼日時/令和2年3月31日(火)まで
午前8時30分〜午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)



こちらからLINE公式アカウント「SNS人権相談」を友達登録してご相談ください。

検索ID: @snsjinkenoudan

10月から市上下水道料金の消費税率を改正します

問 上下水道課 ☎(55)7146
下水道課 ☎(55)7124
海部南部水道企業団 ☎(32)3111

消費税法の一部改正に基づき、市の次の使用料なども消費税率を8%から10%へ引き上げます。

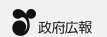
- ・ 上水道料金・加入者分担金
- ※佐屋・立田地区の事業主は海部南部水道企業団です。
- ・ 公共下水道使用料(佐屋・佐織地区)
- ・ 農業集落排水処理施設等使用料・維持管理分担金(佐屋・立田・八開地区)

10月から公共施設の使用料等が変わります

問 経営企画課 ☎(55)7133
消費税率の引き上げに伴い、各施設の使用料等の一部が変更になります。

10月1日申請分からコミュニティセンターの使用区分が変わります

問 市民協働課 ☎(55)7113
立田地区、八開地区、佐織地区にあるコミュニティセンターの使用料を1時間ごとの料金とします。1時間単位で利用できるようになりますので、ご利用ください。



2019年10月1日、消費税・地方消費税の税率は10%へ。

※10%のうち2.2%は地方消費税です。

ポイント1 税率引き上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心できる社会にするために必要です。

みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を、次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引き上げが必要です。

ポイント2 引き上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。

引き上げ分は、消費税・地方消費税ともに、子ども・子育て、医療・介護、年金など、子育て世代・現役世代を含む全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。

ポイント3 家計と景気、両方の視点から対策を実施します。

飲食料品(お酒・外食を除く)と新聞(定期購読契約、週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置きます(軽減税率制度)。このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。

知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様への身近な行政に生かされています。

政府広報 消費税 検索



事業者の皆様! / 2019年10月1日から消費税・地方消費税の軽減税率制度がスタート。仕入税額控除の方式が変わります!

標準税率 10% と、
・ 飲食料品(酒類・外食を除く)
・ 新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの)
に係る軽減税率 8% について

帳簿・請求書・レシート等の記載を複数税率に対応させる必要があります。

全ての事業者の方に関係があります!
飲食料品等の仕入れがあれば、対応が必要です。

レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修が必要となることがあります。

中小企業・小規模事業者等の方向けに軽減税率対策補助金が拡充されました!

制度についてのお問い合わせ

● 消費税軽減税率電話相談センター (フリーダイヤル) ☎0120-205-553
受付時間は平日午前9時から午後5時まで。
*ナビダイヤル0570-030-456(通話料がかかります)もご利用いただけます。

補助金についてのお問い合わせ

● 軽減税率対策補助金事務局 (フリーダイヤル) ☎0120-398-111
受付時間は平日午前9時から午後5時まで。